

山中一揆の経過 ～強訴後の様相と終焉～

はじめに ～山中一揆を特徴づける三要素～

- 一揆の継続＝強訴成果の実現闘争
- 藩役人の侵入を阻害する行動
- 多数の刑死者

1 一揆の継続＝強訴成果の実現闘争

※強訴＝「武士身分に対して圧倒的な多数を占める百姓が結集して訴願を強いること」

（保坂智『百姓一揆とその作法』）

→訴願成功実現後は解散するのが通例

【山中一揆での状況】

「（12月21日ごろ檉村西谷）村内百姓共大勢申し合わせ、過上米これある由、目録算用の指し別けなく理不尽に押し懸け、正米請け取るべき由申し」

（「山中百姓騒動之節扣書」）

「西山中は悪事益超過致し、徒党の奴原同廿六日三家大庄屋進五左衛門大勢入り込み、正米六拾俵奪い取り、翌廿七日小童谷大庄屋穴戸喜右衛門方へ乱入、五拾俵取出し、彼牧の徳右衛門頭取にて、小川の平右衛門・湯本村玉屋善六・郷原勘右衛門・横路理右衛門・下福田徳右衛門・藤森善右衛門等、富有の者へ押し込み、理不尽に金銀米穀を奪い取り候」

（「享保十一年在中騒動書」）

= 強訴の成果である「過上米」等の返還闘争

大庭郡上長田村返還米集計		
①	庄屋年貢請取量	333. 6569石
②	年貢払出し量	311. 593 石
③	庄屋手元残米 (①－②)	22. 0639石
④	「請け取るべき」米	22. 0636石
⑤	「請合米返還分 (291.431石 × 0.14)	40. 8003石
⑥	四歩加免米返還	20. 352 石
⑦	返還米 (⑤＋⑥)	61. 1523石
⑧	未返還米 (⑦－④)	39. 0887石
※岡山大学附属図書館所蔵湯楨家文書「御年貢請払目録」より作成		

→庄屋が示した量では不十分

○対象：別表 1

史料上 = 「蔵元又は切手手形取替之者」 (津山騒動記)

「庄屋・中庄屋・大庄屋…勝手宜者」 (山中百姓騒動之節扣書)

→奪った米等 = 個々の百姓が持ち帰るのではなく、共同で管理

(※世直し一揆では、銘々持ち帰ることが多い)

○背景

「御領地半減に仰せ出でられ、御城下近辺にて御高分かれこれ有るべく候えば、西遠在は乱取狼藉いたし候とも、津山より急に御刑罰もこれ有るまじき内、公領に相成り、御沙汰なく相済み申すべく候へば、押し取り致し候分は取り得の様に愚昧の奴原相考

え」（享保十一年在中騒動書）

「前々段々其元様方の糠をなめ候え共、左様には此元の者共はなめ申さず候、糠の売残り御座候はば、其元の百姓共に御売り成らるべく候、此元には一人も買人御座なく候と返事いたし申」（津山騒動記）

◎藩側の対応

12月30日に「救米内貸として」御蔵米切手1800俵を渡す。

→高分かれ後に「紙切れ」になるとの認識から米返還の動きが一層激化する。

→旧村役人等「何卒急に御鎮め下され候様にと日々訴え出候」→「盗賊」

（ともに山中百姓騒動之節扣書）として鎮圧決定

2 藩役人の侵入を阻害する行動（1月6日～13日）

その後の一揆・藩の行動＝別表2・別図参照

強訴＝訴願のため、最終的には藩権力（役所や藩役人）へ向かう。

1月6日以降、一揆は藩権力を隔絶しようと意図した行動をとる。

○史料上での表現例（黒田村の場合）

「鉄砲三百挺計取り寄せ、竹鎗数千本拵、うやうやと扣たり、然に此の山要害能く、後ろは深山雲も見えず、前八嶽穴川有テ、東西江二方口関をすへ、乍左ながら軍の躰と見へ、山中の人きうか（龍）のほゆるが如く目覚しき有様也」（津山騒動記）

※一揆の得物＝鉄砲所持を報じるものが圧倒的

「道々の難所難所に待ち伏せし、寄り来る勢鉄砲にて打ちちらし」

（山中百姓騒動記）

「徳右衛門儀弥百姓共相集め、鉄砲・鹿鎗等の物持ち、黒田村迄五六百人計出懸け候」

（山中百姓騒動之節扣書）

百姓一揆＝「敢えて人命をそこなう得物を持たず」とする原則が存在

（藪田貫「百姓一揆と『得物』」）

○藩側の対応＝鎮圧を強行

※9日鉄砲15挺を山中へ遣わす→その後も鉄砲・大筒等を含む部隊派遣

8日「万一、鉄砲など持ち出し候て役人に対し手向かい申す心底これ有り候えば、以ての外の事に候、左様の筋に候えば、表向きより御人数大勢指し出され、飛道具を以て押し寄せ、討ち取り申すべく候」（山中百姓騒動之節扣書）の申し渡し

9日徳右衛門より「一札」

＝「村々大小百姓共より書付御取り遊ばされ、百姓共残らず在所へ罷り帰り申し候、この後無法の儀仕らせ申しまじく候」（山中百姓騒動之節扣書）

→10日「百姓殊の外和らぎ」（作州津山御領分在中騒動書）

「黒田村へ寄合居り申し候百姓、津山より鉄砲参り候儀承り及び、今日退散申し候」（山中百姓騒動之節扣書）

しかし実際には解散せず。

急度申入候、然者此度山中三触不残土居河原へ揃居申筈、仍而ひぢや触下長田上八白加天王二てあい、土居・久見不残相詰申候、其村々大小之百姓不残召連、此状□着次第土居河原着到仕候、村々状着不残

正月十二日

牧 徳右衛門

五つ下刻二出ス

村々状着中

早々送り可被申候（※スライド参照）

十二日四つ上刻請取

中間

＝土居河原・久見河原への集結を呼びかける。

○理由は？

3 多数の刑死者＝一揆の終焉

○島原・天草一揆以降（1637年）18世紀前半までの刑死者数（10人以上）（別表3）

○美作と安芸、備後、伯耆、因幡、播磨の百姓一揆等の刑死者数（別表4）

→享保3年広島藩百姓一揆と山中一揆が突出している。

→18世紀後半以降刑死者は抑えられる。

〈山中一揆の場合〉

処刑日	村名	人数1	人数2	人数3	人数4
1月12日	新庄村	3人	3人	3人	3人
	田口村	2人	2人	2人	2人
1月13日	西茅部村笠木	1人	1人	2人	1人
	西茅部村	18人	18人	16人	(21人)
	種村	5人	5人	5人	1人
	下見村	1人	1人	1人	2人
1月25日	真賀村	1人	1人	1人	1人
	鉄山村	1人	1人	1人	1人
	茅森村	1人	1人	1人	1人
	新庄村	1人	1人	1人	1人
	美甘村	1人	1人	1人	1人
	中福田村	1人	1人	1人	1人
	下和村	1人	1人	1人	1人
	西茅部村		2人	1人	1人
閏1月2日	田原村	1人	1人	1人	1人
	赤野村	1人	1人	1人	1人
	小川村	1人	1人	1人	2人
	上河内村	1人	1人	1人	1人
	西原村	1人	1人	1人	1人
	檜村西谷	1人	2人	1人	1人
	檜村西谷伏ヶ茅	1人		1人	
3月12日	土居村	1人	1人	1人	6人
	東茅部村	2人	2人	2人	
	富東谷村	1人	1人		
	仲間村牧	1人	1人	1人	
	見尾村	1人	1人	1人	
	「富触田原村」			1人	
計		50人	52人	50人	(51人)

※人数1は「山中百姓騒動之節扣書」、人数2は「妙典塚」、人数3は「山中三触百姓騒動為御鎮御搦捕御刑罰覚」、人数4は「享保十一年在中騒動書」による。なお人数4の（）は重複者1名を減じている。

○特徴

- ・真島郡・大庭郡が主（なかでもその北部）＝限定的
- ・処罰：1月13日3時ごろ土居河原で52人捕縛
→15時～17時の間に25人「打捨」
- ・刑死者の人数・名前が統一されていない。（スクリーン参照）
→混乱の中での処罰
- ・首を地元もしくは交通の要所などに晒す。（6人以外）
12日：居村、13日：峠（拾石、帰路尾）

○刑死者数多数の背景

〈藩側史料＝「山中百姓騒動之節扣書」〉

「一切盗賊の心指」（1月4日）

「村々頭取人并盗賊共をば其の所において急度御刑罰仰せ付けられず候では、相静まり
申しまじく存じ奉り候事」（1月4日）

「彼の賊党共追々人数を相催す由に御座候へば、村々において搦め捕らえ、御刑罰仰せ
付けらるべき儀に御座候」（1月4日）

4 まとめ 「山中一揆」はどのような一揆だったか

◎**山中一揆の特徴**：第1段階（～12/10）から第2（12/21～1/3）・第3段階（1/4～1/15）

への闘争の継続とその過程における闘争の「発展」

○**百姓一揆**＝「百姓成立」を求める←農具を中心とした得物に象徴

強訴成功後、一揆を解散することのが大半

○**山中一揆**＝強訴成功後も第2・第3段階と闘争を継続

第2段階：一揆の強制力によってしか成果の実現は図れない

←藩への不信、幕府領化への確信（＝成果保持・年貢率減）

第3段階：藩側「山中百姓騒動之節扣書」

「か様に騒ぎ威し候て、拙者とも山中に入り込まざる様にいたし、日を延ばし候得

ば、追付け高分かり候て、山中公領罷り成り候得ば、未納米その外狼藉の吟味もこれなく、相済む儀と存ず底意と相聞こえ」

⇒第1・第2段階闘争の成果を幕府に認めさせる

= 共有化した「富」, 惣代状着による自治組織

鉄砲の所持 = 「百姓」身分を武器としない闘争 = 強訴段階超越

⇒鎮圧部隊に対する威嚇を目的（「役人に対し手向かい」）

→多数の処刑者

〈後世の記録 = 「作州津山御領分百姓騒動之由来」の一部写本〉

「一々百姓を生け捕り、厳しく御吟味成られ、頭取弐人か三人落ち度にして、御仕置成られ候て相すむべく所、下々の者とは申しながら多くの百姓虫同様の御仕置き方、是はかへって不忠の道と存ぜられ申す也」

= 百姓一揆「成立」後の考え方